

飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p><u>(委員会の開催方法の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 災害等の発生、感染症のまん延防止措置等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員の参集が困難と認める場合</u></p> <p><u>(2) 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンラインによる方法での委員会の開会の求めがある場合</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による委員長の許可を得て、委員会に出席した委員は委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第18条 (略)</p>

2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による許可を得て、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項のただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 (略)

2 (略)

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 (略)

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

(参考人)

第29条 (略)

2 (略)

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4 (略)

(公述人の決定)

第25条 (略)

2 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 (略)

(参考人)

第29条 (略)

2 (略)

3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。